

## 令和6年度第2回 茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会会議録

議題	審議事項 (1) 次期一般廃棄物処理基本計画について
日時	令和6年6月28日(金) 14:00～16:00
場所	市役所本庁舎4階 会議室1
出席者	(出席委員) WEB 会議により出席：安齋会長、橋詰委員、松山委員、井上委員、細井委員 会議室に参集：川島(清)委員、風岡委員、八幡委員、高森委員、坂本委員 (欠席委員) 川島(久)委員、作道委員 (事務局) 重田環境部長、富田環境事業センター所長、広田環境事業センター施設整備担当課長、添田環境保全課長、小室下水道河川総務課長、小泉下水道河川建設課長、小俣資源循環課長、守瀬環境保全課課長補佐、齋藤下水道河川総務課課長補佐、永尾下水道河川建設課課長補佐、森岡資源循環課長補佐、資源循環課担当者2名(瀬口、幡矢)
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次第</li> <li>・【資料1】 「茅ヶ崎市一般廃棄物処理基本計画」の構成について</li> <li>・【資料2】 「茅ヶ崎市一般廃棄物処理基本計画」策定スケジュール(予定)</li> <li>・【資料3】 「第4章 生活排水処理基本計画」</li> <li>・【資料4】 「第3章 食品ロス削減推進計画」</li> <li>・【参考資料1】 「生活排水実績及び予測」</li> <li>・【参考資料2】 「食品ロス量実績及び予測」</li> <li>・委員名簿</li> <li>・職員名簿</li> </ul>
会議の公開・非公開	公開
非公開の理由	-
傍聴者数	0名

○小俣資源循環課長

定刻となりましたので、令和6年度第2回茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会を開催いたします。お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。本日は、WEB及び対面形式でのハイブリッド方式で開催させていただいております。

はじめに、WEB会議の進行における注意点をお伝えさせていただきます。お手元のマイクは、常時オフにいただき、ご発言いただく時のみオンに切り替えてください。ご発言いただく際は、挙手または、画面上の挙手ボタンを押してください。事務局または、会長から委員を指名いたしますので、マイクをオンにしてご発言ください。よろしくお願いいたします。

続いて、本日の会議資料の確認をお願いいたします。配布資料といたしまして、次第、資料1「茅ヶ崎市一般廃棄物処理基本計画」の構成について、資料2「茅ヶ崎市一般廃棄物処理基本計画」策定スケジュール（予定）、資料3「第4章生活排水処理基本計画」、資料4「第3章 食品ロス削減推進計画」、参考資料1「生活排水実績及び予測」、参考資料2「食品ロス量実績及び予測」、委員名簿、職員名簿となっております。

続いて、本日の欠席者についてご報告させていただきます。お手元の委員名簿をご覧ください。川島久純委員、作道委員から欠席のご連絡をいただいております。なお、井上委員、松山委員、安齋委員、橋詰委員、細井委員は、オンラインでの出席となっております。

本日の会議は、委員12名のうち10名の出席をいただいていることから、本審議会規則第5条に規定された過半数を満たし、会議が成立していることをご報告させていただきます。また、本日につきましては傍聴の方はいらっしゃいません。続いて、本日出席している職員の紹介をさせていただきます。

○重田環境部長

環境部長の重田です。よろしくお願いいたします。

○小俣資源循環課長

資源循環課長の小俣です。本日、司会進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○添田環境保全課長

環境保全課長の添田です。よろしくお願いいたします。

○守瀬環境保全課課長補佐

環境保全課の守瀬です。よろしくお願いいたします。

○小室下水道河川総務課長

下水道河川総務課長の小室です。よろしくお願いいたします。

○齋藤下水道河川総務課課長補佐

下水道河川総務課の齋藤です。よろしくお願いいたします。

○小泉下水道河川建設課長

下水道河川建設課長の小泉です。よろしくお願いいたします。

○永尾下水道河川建設課課長補佐

下水道河川建設課の永尾です。よろしくお願いいたします。

○富田環境事業センター所長

環境事業センター所長の富田です。よろしくお願いいたします。

○広田環境事業センター施設整備担当課長

環境事業センター施設整備担当課長の広田です。よろしくお願いいたします。

○森岡課長補佐

事務局の資源循環課の森岡です。よろしくお願いいたします。他に担当の瀬口と幡矢が出席しております。

○小俣資源循環課長

職員の紹介が終わりました。それでは、これより議題に移らせていただきます。これ以降は、安齋会長に議事進行をお願いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○安齋会長

それでは、議事に入る前に、今回の議事録確認者は、昨年度からの名簿順で、川島委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

○川島委員

わかりました。

○安齋会長

よろしく申し上げます。それでは議事を進めて参りたいと思います。本日の議題は、次第のとおり、審議事項が1件でございます。まず、審議事項(1)について、事務局より説明をお願いします。

○森岡課長補佐

それでは、審議事項(1)「次期一般廃棄物処理基本計画について」の説明に移らせていただきます。

本日でございますが、令和7年度を始期とする新たな「茅ヶ崎市一般廃棄物処理基本計画」の第3章となります「食品ロス削減推進計画」及び第4章となります「生活排水処理基本計画」につきましてご意見を賜りたく存じます。

説明に入る前に、計画の構成とスケジュール、本日の進め方につきまして、簡単ではございますが、説明をさせていただきます。

まず、計画の構成についてとなります。資料1「『茅ヶ崎市一般廃棄物処理基本計画』の構成について」をご覧ください。こちらにつきましては、新たな計画の構成を図式化したものとなっております。新たな計画につきましては、本編と資料編から成り、本編につきましては、全5章で構成されております。なお、「第1章計画策定の基本的な考え方」につきましては2月26日に、「第2章ごみ処理基本計画」につきましては、4月23日に開催されました会議におきまして、ご意見を賜ったところです。

続きまして、スケジュールについてとなります。資料2「『茅ヶ崎市一般廃棄物処理基本計画』策定スケジュール(予定)」をご覧ください。こちらにつきましては、主に、審議会における、新たな計画の策定に向けたスケジュールをお示したものとなっております。本日は、「第3章食品ロス削減推進計画」及び「第4章生活排水処理基本計画」、今回の会議におきましては、「第5章計画の進行管理」及び「資料編」の説明をさせていただく予定でございます。

最後に、本日の進め方についてとなります。本日は、順番が前後しますが、関係課が出席している都合もございまして、先に、「第4章生活排水処理基本計画」の説明をさせていただき、「第4章」に対しまして、ご質問やご意見を賜りたく存じます。その後、「第5章食品ロス削減推進計画」の説明をさせていただき、同様にご質問やご意見を賜りたく存じます。

前置きが長くなりましたが、新たな計画の第4章となります「生活排水処理基本計画」の説明に入らせていただきます。それでは、資料3「第4章生活排水処理基本計画」の1ページをご覧ください。

「第1節生活排水処理の現状と課題」の項番1「生活排水の種類」でございます。項番1の中では、本市の生活排水の種類が「生活雑排水」と「し尿」であることを記載しております。

項番2「生活排水処理フロー」でございます。項番2の中では、生活排水それぞれがどのような流れで処理されているかについて記載しております。

続きまして、2ページをご覧ください。項番3「生活排水処理体制」の「(1)生活排水の処理主体」でございます。(1)の中では、生活排水の処理施設の種類の、処理対象となる生活排水の種類及び処理主体について記載しております。

続きまして、3ページをご覧ください。項番3の「(2)し尿・浄化槽汚泥の処理体制」でございます。「①収集運搬」の中では、本市で発生する、し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬体制について記載しております。「②中間処理」の中では、本市で発生する、し尿及び浄化槽汚泥の処理施設に関しまして、その能力や位置などについて記載しております。

続きまして、4ページをご覧ください。項番4「生活排水処理の実績」の「(1)処理形態別人口の推移」でございます。(1)の中では、まず、4ページの上段に①として「公共下水道人口」、同ページの下段に②として「合併処理浄化槽人口」、そして、5ページに③として「単独処理浄化槽人口」、同ページの下段に④として「し尿処理人口」の推移についてそれぞれ記載しております。なお、各図における令和5年度の排出量でございますが、実績値が確定され次第、図を更新することとしており、6ページ以降におきましても、令和5年度の排出量などの実績値に関わる記載がございまして、同様の取り扱いとさせていただきます。

続きまして、6ページをご覧ください。項番4の「(2)生活排水処理率」でございます。(2)では、生活排水処理率の推移について記載しております。

続きまして、「(3)し尿及び浄化槽汚泥処理量」でございます。(3)の中では、①として「し尿処理量」、そして、7ページの上段に②として「浄化槽汚泥処理量」の推移についてそれぞれ記載しております。

続きまして、8ページをご覧ください。項番5「生活排水処理経費」でございます。項番5の中では、し尿・浄化槽汚泥処理に要する経費の推移について記載しております。

続きまして、項番6「前計画の評価」の「(1)目標値の評価」でございます。(1)の中では、前計画にお

きまして掲げた基本目標に対する評価について記載する予定でございます。

続きまして、9ページをご覧ください。「(2)施策の評価」でございます。9ページ及び10ページにかけましては、前計画におきまして設定した施策に関しまして、それぞれの最終評価及び今後の方向性などについて記載しております。なお、最終評価などにつきましては、令和4年度の評価をベースに記載しております。

続きまして、11ページをご覧ください。項番7「課題の整理」の「(1)国内の生活排水処理に関する動向」でございます。(1)の中では、単独処理浄化槽や汲み取り式便槽の放流が水質汚濁の大きな原因となっていることから、令和2年4月に浄化槽法が改正され、合併処理浄化槽への転換が促進されていることを記載しております。

続きまして、「(2)今後の課題」でございます。(2)の中では、(1)の「国内の生活排水処理に関する動向」、9ページ及び10ページに記載の前計画における目標達成状況や施策の評価を踏まえ、今後の課題につきまして整理しております。今後の課題でございますが、①としまして「公共下水道及び合併処理浄化槽による生活排水処理の推進」、②としまして「水環境保全に向けた意識の醸成」、③としまして「将来にわたる安定的なし尿及び浄化槽汚泥処理の継続」の3つに整理しております。

ここまですが「第4章生活排水処理基本計画」の「第1節生活排水処理の現状と課題」の説明となります。

続きまして、12ページをご覧ください。「第2節生活排水処理基本計画」の項番1「基本理念・基本方針」の「(1)枠組み」でございます。(1)の中では、生活排水処理基本計画の枠組みについて記載しております。

続きまして、13ページをご覧ください。項番1の「(2)基本理念」でございます。(2)の中では、上位計画が目指す将来の都市像などを踏まえ、生活排水処理基本計画の基本理念を「“サステイナcityちがさき”を目指して～未来へ引き継ぐ豊かな水環境～」としております。

続きまして、14ページをご覧ください。ここで、1点資料の修正をお願いします。14ページ上段から始まる「(2)基本方針」でございますが、(2)を(3)に修正をお願いします。大変失礼いたしました。

説明に戻らせていただきますが、「(3)基本方針」でございます。(3)の中では、基本理念の実現に向けて、前節の項番7「課題の整理」を踏まえ、本市の目指す方向性について記載しております。本市の目指す方向性でございますが、基本方針Ⅰとしまして「生活排水処理率向上による環境負荷の低減化」、基本方針Ⅱとしまして「水環境保全に向けた意識の醸成」、基本方針Ⅲとしまして「持続的なし尿等処理システムの確保」としております。

続きまして、項番2「基本目標」でございます。項番2の中では、基本理念の実現に向けて設定した基本目標について記載しております。基本目標でございますが、国が示す「生活排水処理基本計画策定指針」に則り、「生活排水処理率」といたします。その目標における目標値でございますが、参考資料1にお示しする推計値を採用しておりますが、令和5年度の実績値が確定され次第、採用する推計値も更新される予定となっております。

続きまして、15ページをご覧ください。項番3「施策の設定及び展開」でございます。15ページは、基本方針ごとに設定した施策を図式化したものとなっております。

続きまして、16ページをご覧ください。16ページから18ページにかけましては、基本方針ごとに設定した施策の展開について記載しております。ここからは、基本方針ごとに設定した施策及びその施策における具体的な取り組みについて説明をさせていただきます。

16ページ上段をご覧ください。「基本方針Ⅰ生活排水処理率向上による環境負荷の低減化」の「施策1:公共下水道による処理の推進」でございますが、こちらの中では、施策1-1として、「公共下水道(汚水)の整備の推進」を設定し、具体的な取り組みとしましては、「市街化区域内の公共下水道未整備区域の解消」を進めていくこととしております。

次に、「施策2:合併処理浄化槽による処理の推進」でございますが、こちらの中では、施策2-1としまして、「合併処理浄化槽の普及促進」を設定し、具体的な取り組みとしましては、「合併処理浄化槽設置整備事業補助金の周知及び交付」を進めていくこととしております。

17ページ上段をご覧ください。「基本方針Ⅱ水環境保全に向けた意識の醸成」の「施策3:きめ細やかな情報発信」でございますが、施策3-1としまして、「情報発信の充実」を設定し、具体的な取り組みとしましては、「『ちがさき環境フェア』や出前講座などを通じての情報発信」、「柳島水再生センターなど生活排水処理関連施設の活用(施設見学会の開催)」、「『下水道だより』の発行を始めとした様々な広報媒体を活用したPR」を進めていくこととしております。

次に、「施策4:水環境保全の推進」でございますが、施策4-1としまして、「下水道接続(切り替え)への周知啓発」を設定し、具体的な取り組みとしましては、「水洗化奨励金などの各種制度の周知」、「啓発チラシの作製及び展開」を進めていくこととしております。また、施策4-2としまして、「浄化槽維持管理の周知啓発」を設定し、具体的な取り組みとしましては、「『浄化槽をお使いの皆さまへ』などの啓発チラシの作製及び展開」、「し尿処理手数料納入通知書封筒への浄化槽の維持管理に関する情報の掲載」を進めていくこととしております。

18ページ上段をご覧ください。「基本方針Ⅲ持続的なし尿等処理システムの確保」の「施策5:持続的な収集運搬体制の構築」でございますが、施策5-1としまして、「収集運搬業務の安定性の保持」を設定し、具体的な取り組みとしましては、「計画的な収集運搬業務の実施」を進めていくこととしております。また、施策5-2としまして、「効率的な収集運搬体制の整備」を設定し、具体的な取り組みとしましては、「し尿及び浄化槽汚泥排出量の変化に応じた収集運搬体制への見直し」を進めていくこととしております。

次に、「施策6:持続的な中間処理体制の構築」でございますが、施策6-1としまして、「し尿処理の広域化」を設定し、具体的な取り組みとしましては、「2市1町の連携による新たなし尿処理施設の整備」を進めていくこととしております。また、施策6-2としまして、「し尿処理施設の適正管理」を設定し、具体的な取り組みとしましては、「連絡会議を通じての寒川町美化センターの適正管理の推進」を進めていくこととしております。

ここまでが、基本方針ごとに設定した施策及びその施策における具体的な取り組みについて説明となります。

続きまして、19ページをご覧ください。項番4「アクションメニュー」でございます。項番4の中では、基本目標の達成に向け、市民・事業者・行政における、具体的なアクションメニューの例について記載しております。

「第4章生活排水処理基本計画」の説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○安齋会長

ご説明ありがとうございました。それでは第4章「生活排水処理基本計画」について、ご質問、ご発言等があればお願いします。川島委員お願いします。

○川島(清)委員

基本目標について、令和5年度の実績がまだ記載されていないため、実績に対する中間目標、最終目標が高いのか低いのかよくわからず、そのあとの施策を見てみると、従来の施策の延長だけのような印象を受けましたが、何か新たな施策は入っているのかが気になりました。これで良いかどうかを判断するには実績値が必要ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○安齋会長

事務局いかがでしょうか。

○森岡課長補佐

事務局です。令和5年度の実績でございますが、こちらにつきましては、まだ、確定をしておりませんので、現時点でお示しすることはできません。大変申し訳ありませんが、何卒ご理解いただければと思います。また、設定した施策でございますが、委員仰るとおり、前計画に掲げた施策をドラスティックに変えたところや、また、新たに追加した施策はございません。現状の課題等を踏まえた中で、引き続き、前計画に掲げた施策を継続していくことが適当であるとの考え方のもと、次期計画についても、これまでと同様な施策を設定させていただいた次第です。以上です。

○安齋会長

川島委員よろしいですか。

○川島(清)委員

わかりました。現時点の判断としては、目標に対して現状の延長線でいけば達成できるだろうというように理解しました。

○安齋会長

他にございますでしょうか。橋詰委員お願いします。

○橋詰委員

この計画の内容を大きく分けると、下水道、し尿、浄化槽、生活排水となっています。下水道とし尿は、市の仕事である認識ですが、浄化槽と生活排水の権限については、県と市、どちらかご説明いただ

けますか。

○安齋会長

事務局いかがでしょうか。

○環境保全課守瀬課長補佐

環境保全課の守瀬がお答えいたします。し尿に関しましても、一般廃棄物のカテゴリに入りますので、廃掃法の規定により市が責任を負うものと理解しております。以上です。

○橋詰委員

浄化槽の指導権限は県と市どちらでしょうか。

○環境保全課守瀬課長補佐

茅ヶ崎市におきましては、権限移譲を受けてるため、保健所業務の一環として、市が指導を行っております。以上です。

○橋詰委員

市が指導を行っているのであれば、茅ヶ崎市がどのくらいの浄化槽の実態を理解、把握してるかを知りたいのですが、浄化槽台帳は作成されていますか。

○環境保全課守瀬課長補佐

浄化槽台帳につきましては、神奈川県から権限移譲を受けた際に、合わせて引き継ぎを受けております。浄化槽台帳の整理については課題がございまして、現在取り組んでるところでございます。

○橋詰委員

今年2月に総務省が単独浄化槽に関する勧告を出していますが、これは単独浄化槽改善が進んでいないことをかなり厳しく指摘しており、国でも検討されていると理解しています。知りたいのは、浄化槽、特にいわゆる単独浄化槽の実態について、市はどの程度把握しているかということです。この参考資料などを見ても、単独浄化槽人口や、汲み取り人口、下水道人口が一桁まで書かれていますが、この人口はどのくらい正しいのでしょうか。たぶん一人一人数えられるわけではないので、世帯数から算出されていると思います。そこも含めて、単独浄化槽の数や、人口など差異の実態について、市はどの程度理解しているか、しっかりと実態を把握したうえで対策を進めていかなければならないと思います。

○環境保全課守瀬課長補佐

数字の精度に関してのご質問であると理解しております。実際に引き継ぎを受けた段階での数字を正として、年度ごとにこちらが把握している数を増減させています。実際のところ、これらが本当に適正かと言われてしまうと、実態調査などを必要とする部分もあるのではないかと考えておまして、そのことにつきましては、本市の課題の一つとして捉えております。以上です。

○橋詰委員

人数の話をするのであれば、下水道も同じでして、計画の中では、全て一桁台まで書いてありますが、せいぜい10人単位ではないでしょうか。一桁台まで書くことは、実態を把握しているかのように受け取れるため、実態を把握していないのであれば、この書き方は相応しくないと思います。相応な精度の数値を書きいただきたいなと思います。県から引継ぎを受けた後、茅ヶ崎市が単独浄化槽の現場に行っているのでしょうか。指導や、転換の補助金を出すことはいいのですが、改善のターゲットを絞りきれているのかどうか、ターゲットにアクセスできているのか甚だ疑問ですが、いかがでしょうか。

○環境保全課守瀬課長補佐

委員仰るとおり、県から引き継ぎを受けて以降、大規模な実態調査に関しましては、現在までに実施しておりません。浄化槽の関係で、月に何回かの頻度で現場に出た際に調査を行っておりますが、全体を網羅するまでには至ってないのが実態でございます。以上です。

○橋詰委員

そうすると、全体ではないにしても、いくつかの単独浄化槽の指導を行っているのであれば、そこで汚水が出ているなどの問題に至ったケースはありますか。また、どのくらい施設をみていますか。

○環境保全課守瀬課長補佐

実際に現場で確認を行う際に、例えば、臭いの問題について、課題を感じることもございます。こちらにつきましては、抜本的な改善は難しく、担当課としては、引き続き課題の一つとして捉えております。以上です。

○橋詰委員

令和2年の浄化槽法の改正により、単独浄化槽の状態が悪ければ、利用勧告、改善命令までできることになりましたが、そのような強権的な方法よりも、合併浄化槽に転換されることが大事なので、実態

把握が非常に重要であると思います。重要であるにも関わらず、この計画の中には見て取ることができません。啓発についても、実態把握ができていない中では、対策のとりようがないと思います。また、関連してすごくいいことを書いていると思ったのが、16ページの1-1、公共下水道整備の推進の課題として、地下埋設物が支障となること、地形的に排水が困難な箇所と書かれています。下水道の様に、浄化槽においてもターゲットが少なくなってきたいて、それは当然、難しいところが残っているわけで、何%にするという数字だけの目標だけでは意味がないと思います。実態を把握して、一つ一つに対象に直接アクセスする対策が必要であると思います。そのような視点で、もう少し対策を考えたいかがかと思います。100%目指すことや、汚水面整備をすることは良いのですが、ターゲットの絞り方が実態を踏まえたものであることをしっかりと計画の中に書き込み、施策を進めていただきたいと思います。

○環境保全課守瀬課長補佐

実態把握も実施につきましては、諸事情により実施することが難しい現状がございます。そのような事情を踏まえたと、計画の中にどこまで落とし込めるかは悩ましいところではございますが、検討の余地はあるかと考えております。また、全く実態を把握していないわけではございませんので、ターゲットを絞った上での施策を盛り込むことを検討していきたいと考えております。以上です。

○橋詰委員

わかりました。計画の文面もさることながら、実際に対策をしていただきたいと思います。

○安齋会長

ありがとうございます。他にご質問等ございませんでしょうか。

(質問等なし)

それでは、これで、第4章の審議は終了させていただきまして、第3章の方に移りたいと思いますので、ご説明よろしくお願いたします。

○森岡課長補佐

それでは、令和7年度を始期とする新たな「茅ヶ崎市一般廃棄物処理基本計画」の第3章となります「食品ロス削減推進計画」の説明に入らせていただきます。お手元に資料4「第3章食品ロス削減推進計画」をご用意ください。

説明に入る前に、こちらの「食品ロス削減推進計画」の作成に至った背景につきまして、簡単にご説明させていただきます。

令和元年に施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律」の中では、市町村が「食品ロス削減推進計画」を定めることが努力義務と規定されております。また、国が定めた「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」の中では、「食品ロス削減推進計画」につきましては、市町村の「一般廃棄物処理基本計画」の中に位置付けることが可能であるとも規定されております。このようなことから、本市といたしましても、このタイミングで、新たな計画の中に「食品ロス削減推進計画」を盛り込むこととした次第です。

それでは、資料4「第3章食品ロス削減推進計画」の1ページをご覧ください。「第1節計画策定の趣旨」の項番1「計画策定の目的」でございます。項番1の中では、国連においてSDG'sが採択されたことや国において「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行されたことに触れ、新たな計画を策定することに至った背景や必要性などについて記載しております。

続きまして、2ページをご覧ください。項番2「計画の位置づけ」でございます。項番2の中では、こちらの計画の法的な位置づけや市の総合計画などを上位計画とすること、また、食育推進計画などの関連計画と整合を図っていくことを記載しております。

続きまして、項番3「計画期間の設定等」でございます。項番3の中では、第1章「ごみ処理基本計画」と同様に、計画期間が令和7年度から16年度までの10年間であること、また、令和11年度を中間目標年度、令和16年度を最終目標年度と設定し、令和10年度から2箇年かけて中間見直しを行う旨記載しております。

続きまして、項番4「計画の対象範囲」でございます。項番4の中では、こちらの計画が、本市全域から発生する食品ロスを対象とすることを記載しております。

続きまして、3ページをご覧ください。「第2節食品ロスの現状と課題」の項番1「食品ロスの発生量」の「(1)家庭系食品ロス」でございます。(1)の中では、令和5年7月に行った組成分析調査結果から推計される、本市の「家庭系燃やせるごみ」に含まれる「食品廃棄物」の割合、また、「食品廃棄物」に含まれる「食品ロス」の内訳と割合について記載しております。

続きまして、4ページをご覧ください。「(2)事業系食品ロス」でございます。(2)の中では、「(1)家庭系食品ロス」と同様に、令和5年7月に行った組成分析調査結果から推計される、本市の「事業系燃やせるごみ」に含まれる「食品廃棄物」の割合、また、「食品廃棄物」に含まれる「食品ロス」の内訳と割合について記載しております。

続きまして、5ページをご覧ください。項番2「食品ロスの課題」でございます。項番2の中では今後の課題を整理してありまして、今後の課題でございますが、(1)としまして、「食品ロスの実態把握」、(2)としまして、「食品ロス削減に向けた意識の向上」、(3)としまして、「食品ロスを含めた食品廃棄物の減量化」の3つに整理しております。

ここまですが「第3章食品ロス削減推進計画」の「第1節計画策定の趣旨」と「第2節食品ロスの現状と課題」の説明となります。

続きまして、6ページをご覧ください。「第3節食品ロス削減推進計画」の項番1「基本理念・基本方針」の「(1)枠組み」でございます。(1)の中では、食品ロス削減推進計画の枠組みについて記載しております。

続きまして、7ページをご覧ください。「(2)基本理念」でございます。(2)の中では、上位計画が目指す将来の都市像などと、整合を図るべき計画が目指す姿などを踏まえたうえで、食品ロス削減推進計画の基本理念を「“サスティナ city ちがさき”を目指して～“もったいない”がないまちの実現へ～」としております。

続きまして、8ページをご覧ください。「(3)基本方針」でございます。(3)の中では、基本理念の実現に向けて、前節の項番2「食品ロスの課題」を踏まえ、本市の目指す方向性について記載しております。本市の目指す方向性でございますが、基本方針Ⅰとしまして「『もったいない』の把握」、基本方針Ⅱとしまして「『もったいない』の醸成」、基本方針Ⅲとしまして「『もったいない』の実践」としております。

続きまして、9ページをご覧ください。項番2「基本目標」でございます。項番2の中では、基本理念の実現に向けて設定した基本目標について記載しております。基本目標でございますが、「家庭系食品ロス量」、「事業系食品ロス量」、「取り組み度」の3つとしております。それぞれの目標における目標値でございますが、参考資料2にお示しする推計値を採用しておりますが、令和5年度の実績値が確定され次第、採用する推計値も更新される予定となっております。なお、コラムとして同ページ下段に解説を掲載しておりますが、本市における事業系食品ロスにつきましては、事業系可燃ごみの排出量推計が増加傾向を示していることに伴い、同様な傾向が推計されていることから、この傾向を抑制・回避するために、現状維持として、目標値を「0%削減」としております。また、取り組み度につきましては、国の基本方針の中では、発生量以外の目標として、「食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を80%とする」ことが謳われており、本市におきましても、計画素案作成までに意識調査を実施し、取り組み度の目標値を設定してまいりたいと考えております。

続きまして、10ページをご覧ください。項番3「施策の設定及び展開」でございます。10ページから11ページにかけては、基本方針ごとに設定した施策を図式化したものとなっております。

続きまして、12ページをご覧ください。12ページから16ページにかけては、基本方針ごとに設定した施策の展開について記載しております。ここからは、基本方針ごとに設定した施策及びその施策における具体的な取り組みについて説明をさせていただきます。

12ページ上段をご覧ください。「基本方針Ⅰ『もったいない』の把握」の「施策1:食品ロス削減に関する調査の実施」でございますが、施策1-1としまして、「食品ロス量の現状把握」を設定し、具体的な取り組みとしましては、「定期的なごみの組成分析調査の実施」を進めていくこととしております。また、施策1-2としまして、「食品ロス取り組み度の把握」を設定し、具体的な取り組みとしましては、「定期的な市民意識調査の実施」を進めていくこととしております。また、施策1-3としましては、「先進的な取り組みの把握」を設定し、具体的な取り組みとしましては、「他自治体等における事例収集」を進めていくこととしております。

13ページ上段をご覧ください。「基本方針Ⅱ『もったいない』の醸成」の「施策2:情報発信・普及啓発の充実」でございますが、施策2-1としまして、「家庭系食品ロス削減のための情報発信の充実」を設定し、具体的な取り組みとしましては、「ホームページ、ポスター、広報紙等の様々な媒体での食品ロス削減の周知、啓発」と「『3ない運動』の普及啓発」を進めていくこととしております。また、施策2-2としまして、「事業系食品ロス削減のための情報発信の充実」を設定し、具体的な取り組みとしましては、「ホームページ、ポスター、広報紙等の様々な媒体での食品ロス削減の周知、啓発」と



「飲食店組合と連携した『3010 運動』の普及啓発」を進めていくこととしております。

14 ページをご覧ください。施策 2-3 としまして、「イベント等での情報発信・普及啓発の実施」を設定し、具体的な取り組みとしましては、「本市イベント等での周知、啓発」と「食品ロス削減月間、食品ロス削減の日における普及啓発」を進めていくこととしております。

14 ページ中段をご覧ください。「施策 3:食品ロスを題材とした食育の推進」でございますが、施策 3-1 としまして、「家庭・地域での食育活動の展開」を設定し、具体的な取り組みとしましては、「庁内関係課とのイベント、教室、体験を通じた普及啓発の実施」を進めていくこととしています。また、施策 3-2 としまして、「学校・保育所での食育活動の展開」を設定し、具体的な取り組みとしましては、小・中学校の取り組みとして「給食だよりを通じた啓発や栄養教諭を中心とした食育活動の推進」、保育園の取り組みとして「公立保育園における年間指導計画に沿った食育活動の実施」を進めていくこととしています。

15 ページ上段をご覧ください。「基本方針Ⅲ『もったいない』の実践」の、「施策 4:『もったいない』を『ありがとう』へ」でございますが、施策 4-1 としまして、「フードドライブの促進」を設定し、具体的な取り組みとしましては、「フードドライブの継続実施」と「フードドライブの拡充のための取り組みの検討」を進めていくこととしております。また、施策 4-2 としまして、「フードドライブの実施支援」を設定し、具体的な取り組みとしましては、「企業フードドライブの支援」と「防災備蓄品の有効活用の促進」を進めていくこととしております。また、施策 4-3 としまして、「フードシェアリングの検討」を設定し、具体的な取り組みとしましても、「フードシェアリングの検討」を進めていくこととしております。

16 ページをご覧ください。「施策 5:食品廃棄物の削減」でございますが、施策 5-1 としまして、「生ごみダイエツト支援」を設定し、具体的な取り組みとしましては、「第 2 章ごみ処理基本計画」の施策 1-3「生ごみの削減」を再掲しておりますが、「家庭用生ごみ処理機補助金の交付及び普及の促進」を進めていくこととしています。また、施策 5-2 としまして、「事業系食品廃棄物のリサイクルの支援」を設定し、具体的な取り組みとしましては、「事業系食品廃棄物のリサイクルのための市町村間協議支援」を進めていくこととしております。また、施策 5-3 としまして、「食品廃棄物のリサイクルの検討」を設定し、具体的な取り組みとしましては、「食品廃棄物のリサイクルに関する庁内周知及び導入の促進」を進めていくこととしております。

ここまでが、基本方針ごとに設定した施策及びその施策における具体的な取り組みについての説明となります。

続きまして、17 ページをご覧ください。項番「4 アクションメニュー」でございます。項番 4 の中では、基本目標の達成に向け、市民・事業者・行政における具体的なアクションメニューの例について記載しております。

ここで、1 点資料の修正をお願いします。17 ページの下段のコラムにあります賞味期限と消費期限の説明でございますが、賞味期限を「品質が変わらずおいしく食べられる期限」、消費期限が「安全に食べられる期限」に修正をお願いします。大変失礼いたしました。

修正は以上となりまして、「第 3 章食品ロス削減推進計画」の説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○安齋会長

ご説明ありがとうございます。それでは第 3 章「食品ロス削減推進計画」について、ご質問、ご発言等があればお願いします。川島委員をお願いします。

○川島（清）委員

1 ページ目のところで、計画策定の目的の最初のところに、1 人当たりの食品ロスを半減させることが国際目標として挙げられると書いてありますが、これを受けて本計画を作成されているのでしょうか。

○安齋会長

事務局いかがでしょうか。

○森岡課長補佐

事務局です。9 ページに記載している家庭系食品ロス量、事業系食品ロス量が、本計画に掲げる目標であり、国際目標や国の目標の準じているものではございません。以上です。

○安齋会長

川島委員いかがでしょうか。

○川島（清）委員

国の目標値との関係はないということでもわかりました。もう一つ、この計画を実施する上でいろんな支援など施策がありますが、予算の裏付けについて、計画の中に記載はしないのでしょうか。

○安齋会長

事務局いかがでしょうか。

○森岡課長補佐

事務局です。予算でございますが、計画の中には、記載をすることはできないと考えております。予算につきましては、市の総合計画と調整しながら、ある程度のスパンで、その都度、事業と合わせて要求をしていくものと考えております。以上です。

○安齋会長

川島委員いかがでしょうか。

○川島（清）委員

わかりました。

○安齋会長

他にございますでしょうか。風岡委員お願いします。

○風岡委員

1 ページに国では 523 万トンの食品ロスが発生していると試算されていますとありますが、これを人口で割ると 1 人当たり 42 kg になると思います。それに比べて茅ヶ崎市が約 26 kg と少ないのは何か理由があるのでしょうか。

○安齋会長

事務局いかがでしょうか。

○森岡課長補佐

事務局です。参考資料 2 をご覧いただきたいのですが、参考資料 2 の中で、上から家庭系食品ロスと事業系食品ロス、その下にその合計を記載しております。合計の上から 5 つ目に、食品ロスの原単位を記載しておりますが、こちらにお示しするとおり、本市では、一人 1 日当たり 70.82 g の食品ロスが発生しております。この原単位でございますが、現在、全国的な比較が困難な状況もあり、本市がどのような状況であるか、要因を含めてお示しすることはできないと考えております。以上です。

○風岡委員

わかりました。

○安齋会長

他にございますでしょうか。高森委員お願いします。

○高森委員

14 ページの食品ロスを題材とした食育の推進について、少しの努力で食品ロスの削減ができるというのを、自身の日々の生活の中でも感じ、挑戦してるところなので、例えば、大根の皮を細切りにして自家製の干し大根にするような、今まで捨てていたものをいかに食べれるようにするかという講習など、題材も身近で、生活の中でこのようにできるというような講習を市でもやってもらえると嬉しいなど常々思っておりました。また、外食の際に、お持ち帰りを断られてしまった経験があるので、一定の基準により外食時に希望者に対して、持ち帰りできるような体制を作ることも大事だと思います。そうした積み重ねで、食品ロス削減の効果はかなり出るのではないかと思います。以上です。

○安齋会長

ありがとうございます。他にございますでしょうか。

それでは、私から確認させていただきますが、3 ページの表 1 について、食品廃棄物内訳の円グラフのうち、フードドライブに回すことができるのは直接廃棄の部分、フードシェアリングに回すことができるのは食べ残しの部分という認識でよろしいでしょうか。

○森岡課長補佐

事務局です。前者につきましては、会長仰るとおり、直接廃棄にあたるものでございます。また、後者については、飲食店などで売れ残ってしまったものを、必要な方とマッチングさせるしくみですので、食べ残しではなく、直接廃棄にあたるものであると考えております。以上です。

○安齋会長

ありがとうございます。いずれにしても家庭系の食品ロスも事業系の食品ロスも一番の割合を占めているのは食べ残しなので、先ほど高森委員も仰っていたような持ち帰り体制等により解決することになっ

てくるということですね。

○森岡課長補佐

事務局です。先ほど高森委員のご発言にあった、身近な題材を用いた食育に関する講座の実施につきましては、今日いただいたご意見を担当課へ共有させていただきます。また、会長が仰った飲食店などからの持ち帰りにつきましては、他市におきましては、ドギーバッグといった持ち帰り専用の箱を作製し提供する取り組み事例もございました。本市といたしましては、そのような取り組みの予定はございませんが、飲食店などに食品ロス削減のご協力をお願いする中で、事例の一つとしてご提案させていただければと考えております。以上です。

○安齋会長

ありがとうございます。ほかに、意識調査の取り組みについて、これは市民何人ぐらいいに対して意識調査をする計画でしょうか。

○森岡課長補佐

事務局です。具体的な対象人数は決まっておりますませんが、手法につきましては、インターネットでの調査を予定しているところです。統計学上、サンプルが400近く集まらないと、そこで徴収した意見は全体の傾向とはならないため、400以上のサンプルが集められるよう調査を実施してまいりたいと考えております。

○安齋会長

他ございませんでしょうか、橋詰委員お願いします。

○橋詰委員

目標設定の考え方について、資料9ページのコラムに家庭系食品ロスが1人1日1.9gとあり、3ページのコラムに家庭系食品ロスが1人1日57.9gとありますので、1日約60gのものを1/30減らす、というのが目標とされています。SDGsでは2015年と2030年の比較で半減、国では2000年と2030年の比較で半減とされていて、半減の根拠はよくわからないものの、半減というのはそれなりに意味がある数字であると思います。それに対して、期間は異なりますが茅ヶ崎市は1/30減らす、と聞こえてしまうので、どのように市民に理解してもらえるかなと思います。1/30減らすという目標についてどのようにお考えでしょうか。

○安齋会長

事務局いかがでしょうか。

○森岡課長補佐

事務局です。目標設定の考え方でございますが、参考資料2でお示しするとおり、ごみ排出量の推計値に、令和5年度実施した組成分析調査の結果を乗じた数値を採用しております。以上です。

○安齋会長

橋詰委員、いかがでしょうか。

○橋詰委員

計算はそうかもしれませんが、今より1/30だけ減らせばいい、というのを市民はどう感じるか非常に微妙な気がしています。目標の価値、この目標の見せ方としてはいかがなものかなと思います。

○安齋会長

もっとインパクトのあるような、目標を掲げたほうがいいのかというところでしょうか。事務局いかがでしょうか。

○森岡課長補佐

事務局です。委員仰るとおり、目標の設定につきましては、国の考え方に基づき半減を掲げている自治体や、本市のように、ごみ処理予測に基づき独自の目標値を掲げている自治体など、様々な状況がございます。委員のご発言にもあったかと思いますが、国などの半減という目標につきましては、その根拠を確認することができなかつたため、独自ではございますが、この度のごみ排出量の推計及び組成分析の結果に基づき、目標設定に至った次第でございます。委員のご指摘や国の指針等を踏まえまして、目標設定につきましては、再度、検討させていただければと思います。以上です。

○安齋会長

他にございますでしょうか。松山委員お願いします。

○松山委員

1点目は橋詰委員と同じ話をしようと思っておりました。2点目は参考資料2について、令和16年度の食品ロス量の合計は6,264トンと、令和5年度と比べあまり数値が減少していないのですが、これは、

市民が頑張った結果、令和5年度比で55トン減少するという意味か、それとも市民が頑張らないとこれだけしか変わらないから一人一日約1.9gを削減しないといけないという意味でしょうか。

○安齋会長

事務局いかがでしょうか。

○森岡課長補佐

事務局です。家庭系ごみにつきましては、ごみ排出量予測の中で減少傾向が示されているため、家庭系食品ロス量につきましても、減少傾向となっております。一方で、事業系ごみにつきましては、ごみ排出量予測の中で増加傾向が示されているため、事業系食品ロス量につきましても、増加傾向となっております。そのため食品ロス量の合計につきましては、家庭系食品ロスがマイナス、事業系食品ロスがプラスでこれが組み合わさった数値となっております。家庭系食品ロス量につきましては、一人1日約1.9gを削減することで、令和16年度の時点で、令和5年度と比べて55t減少するという予測となっております。以上です。

○松山委員

それであれば1点目の話に戻りますが、1市民として、1日たった1.9gだけ、それ以上やっていると思いましたので、この減少率では、インパクトや市に繋がらないのではないかと感じます。もう少し頑張れる数値目標であるとか、それが世界的な目標や上位目標から繋がって本計画の目標設定に至ったという背景やストーリーが必要であると思います。以上です。

○安齋会長

事務局いかがでしょうか。

○森岡課長補佐

事務局です。先ほどの橋詰委員のご発言とも関連してきますが、目標設定につきましては、再度、検討させていただければと思います。以上です。

○安齋会長

他にいかがでしょうか。橋詰委員お願いします。

○橋詰委員

2点ほどありまして、1点目は9ページの事業系食品ロス量数値目標に記載の文言について、ロジックはわかりますが、「0%削減」ではなく、「0%増加」や「現状維持」といったと言葉にすべきだと思います。2点目は、基本方針Ⅰ・Ⅱ・Ⅲのもったいないという言葉の使い方です。基本方針Ⅰもったいないの把握というのは、食品ロス量の把握というように読めます。基本方針Ⅱもったいないの醸成というのは、もったいないという意識の醸成というように読めます。基本方針Ⅲもったいないの実践は、もったいないと感じた上での対策の実践というように読めます。つまり、もったいないという言葉が意味しているものが肯定的な意味合いと、否定的な意味合いと両方あって混乱してしまうということです。例えば、「もったいない意識の醸成」や、「もったいない対策の実践」など、何か言葉を補うと、混乱が起きないと思いますので再考していただきたいと思います。

○安齋会長

事務局いかがでしょうか。

○森岡課長補佐

事務局です。まず1点目の「0%削減」という表記につきましては、委員仰るとおり、表記を修正させていただきたいと思います。また、2点目の「もったいない」という言葉の使い方でございますが、今一度、もったいないの意味合いを整理させていただき、言葉を補うことなどで表記を改めたいと考えております。以上です。

○安齋会長

それでは、ここまで次期計画の第4章のまで進んだということで、よろしいでしょうか。その他ありますでしょうか。橋詰委員お願いします。

○橋詰委員

計画審議の進め方についてお尋ねしたいのですが、今日を含め、第4章まで計画の審議を進めており、色々ご意見申し上げてきましたが、第3回審議会でも第5章の審議の後、答申、第4回審議会でも素案審議とありますが、今までの意見はどのように反映され、その形を我々はいつ見ることができるのでしょうか。それぞれ章ではよかったものの、全体を通して見たときに各章との関連性などもあると思いますので、ここは全体を通して見る必要があるはずだと思っています。次回、第3回審議会の後にある答申はどういうものであるか、また、9月の素案審議と答申の関係についてご説明をお願いします。

○安齋会長

事務局いかがでしょうか。

○森岡課長補佐

事務局です。資料1、資料2をご覧くださいでしょうか。最初に委員が仰ったご質問、これまで出された意見が反映されたものをいつ見ることができるかについてでございますが、9月に予定しております審議会におきまして、第1章から次回行う資料編に対していただいたご意見などを反映した計画素案としてお示しさせていただく予定でございます。また、答申についてでございますが、これまでいただいたご意見をとりまとめる形を想定しており、こちらにつきましては、8月に予定しております審議会におきまして、答申案としてお示しさせていただく予定でございます。以上です。

○橋詰委員

わかりました。

○安齋会長

審議していた内容を整理したものを答申案として、それに基づき新しい計画の素案を作るという理解でよろしいでしょうか。

○森岡課長補佐

事務局です。会長仰るとおり、これまでの意見をまとめてもの答申として受け、それらを踏まえて計画素案を作成し、計画素案につきましては、今後ご審議いただく予定でございます。以上です。

○安齋会長

他にございますでしょうか。

(質問等なし)

それではその他、事務局からございますでしょうか。

○森岡課長補佐

その他といたしまして、事務局から、「ごみ収集方式のあり方」の進捗状況につきまして、ご報告いたします。「ごみ収集方式のあり方」でございますが、3月に頂戴いたしました答申書の内容を踏まえたもの素案としまして、4月23日に開催されました今年度第1回の審議会におきまして、ご審議いただいたところ です。

その後、「ごみ収集方式のあり方」の素案につきましては、5月8日に庁内の会議体に諮ったうえで策定に至り、5月20日に市議会への報告を行ったうえで、記者発表を行っております。

その後、「ごみ収集方式のあり方」につきましては、審議会からのご意見を踏まえ、概要版を作成したうえで、只今、市内13地区への説明を行うとともに、とりわけ、戸別収集の実験事業に関しましては、その対象エリアの選定を行っているところです。

今後につきましても、この場をお借りしまして、「ごみ収集方式のあり方」に位置付けた取り組みの進捗状況をご報告させていただきます。事務局からは以上でございます。

○安齋会長

ありがとうございます。戸別収集に関する試験をするための準備が進んでいるということですね。橋詰委員お願いします。

○橋詰委員

今、戸別収集の話がありましたので情報提供いたしますが、前回の審議会で鎌倉市が戸別収集の検討をしていると申し上げていましたが、6月議会で補正予算が通過しまして、来年4月から一部地区で戸別収集を実施し、1年後である再来年の4月から全市域で実施となりました。

○安齋会長

鎌倉市は戸別収集を採用することが決まったということですね。ありがとうございます。他には、特にないようですので、審議は以上となります。

本日ご出席いただいている委員の皆さまにおかれましては、6月30日で任期満了を迎えます。2年にわたり、本審議会の運営に多大なるご協力をいただきましたこと厚く御礼を申し上げます。最後に委員の皆さまから一言ご挨拶を頂戴できればと思います。名簿順に川島委員からお願いできますでしょうか。

○川島(清)委員

2年間、お役に立ったかどうかわかりませんが、私自身としては、知らないことをたくさん知ることができ、楽しくできたかなと思っています。自分の経験から、いろいろ発言させていただきましたが、最後に一つだけ言っておきたいのは、数値目標値をきちんと決めて、やったほうがいいのではないかと

思います。先ほどの食品ロスを半減するという話も、抛出が曖昧な数値であったとしても、1年やってみて、それに対してその数値がよかったのか悪かったのかという振り返りを論議するというのも改善していく一つの方法ではないかと思います。以上です。

○井上委員

あつという間の2年間、いろいろと勉強させていただきました。私は茅ヶ崎市に40年住んでいます。私の審議会の発言の中に随所に出ていると思うのですが、茅ヶ崎にはすごく愛着がありいい街だと思っています。出身は別の場所ですが、茅ヶ崎は都会の要素半分、田舎の様子半分という感じでちょうどいい具合ですし、他の市民委員の方のご発言を聞いてもわかるように、市民のレベルが高いと感じています。そういった意味ですごくハイレベルな市民に支えられている市であるという気持ちが一貫してありましたので、そのような発言が自然に出ているのだと思います。このような審議会には20年ほど前から参加しています。今まで国の10以上の審議会に参加してきましたのですが、国で政策を審議した際、実際に自治体や現場はどうなっているのだろうかという関心を持っていました。2年前に神奈川県からお声がけいただき、協議会に参加する機会ができました。市からはお声がけがありませんでしたので、自分から手を挙げ今回委員として参加させていただきました。実際、現場でどのようなことが起きているのかを勉強することができましたので、すごくよかったです。これからも国や県、市で行政の勉強をさせていただきたいと思います。茅ヶ崎市からのオファーはいつでもお待ちしておりますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○松山委員

2年間ありがとうございました。初めてこういった経験をさせていただき、大変勉強になりました。また、一市民として、より住みやすいまちになるように、私自身も精進したいと思います。ありがとうございました。

○風岡委員

1年間だけでしたが、非常に興味のある内容に直面できました。もともと自治会長を務めており、ごみ問題に関しては周りの意見を聞きながらでしたが、問題はこれからも続くと思いますので、参考にさせていただきます。ありがとうございました。

○八幡委員

2年間、何ができたかわかりませんが、大変お世話になりました。ありがとうございました。

○細井委員

1年間、大型店の関係で参加させていただきました。ありがとうございました。昨年度、茅ヶ崎市のごみの収集方式について、普段直面してない部分だったので非常に勉強になりました。難しい議題ではありましたが、自分なりに回答させていただきました。今日、中座しなければならぬ状況がありまして、その間の食品ロスとの関係については、大型店としても取り組んでいかなければならない部分ですので、大型店連絡協議会のなかでも、情報共有して繋げていきたいと思っています。高森委員のご発言にもありましたが、持ち帰りに関して、我々商業者は、保健所から食品の安全について指導されますので、保健所との連携もぜひ図っていただき、食品ロス対策ができればと思います。引き続きの案件としてぜひご協力させていただきます。よろしく願いいたします。

○坂本委員

前理事長の竹内から引き継いで2年間参加させていただき、色々な方の色々な意見が聞けて私自身勉強になりました。これからも茅ヶ崎の資源組合員という立場だけでなく、事業者としての立場、他に加盟している組合等、色々なところから情報を収集して茅ヶ崎市に活かしていけたらと思います。ありがとうございました。

○橋詰委員

色々と言わせていただきましたが実は横浜市民なので、横浜市と比べたときに茅ヶ崎市はまちの規模が違うので、できることできないことがあると思いますが、色々な新しい取り組みを始めようということも含めて、よくやっつけらっしゃるなと思います。戸別収集についても継続していくことになるかと思うので、展開に期待したいところです。ありがとうございました。

○高森委員

いろいろと勉強させていただきました。環境のことで食品ロスのことは、これだけという思いがりましたが、他のことになると、理解はしても自分の意見として話すことはなかなかできなかったのですが、ちょっと申し訳なかったかなと思います。経験させていただきました。ありがとうございました。

○安齋会長

ありがとうございます。最後に私から、先ほど井上委員からもお話がありましたが、この審議会にご出席いただく委員の皆さまの見識が非常に高く、会長として審議会を進めるにあたり、皆様に大変助けをいただいたという気持ちが強くございます。それぞれの立場からご参加いただき、お考えを整理されてご発言いただきましたので、私は単にまとめるだけという感じがしました。以前の有料化について、昨年度からの戸別収集についても合理的に進んでいるのではないかと思います。進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。ご欠席の方は残念でございますけれども、皆さまご挨拶をいただきましたので、諮問事項となっている次期一般廃棄物処理基本計画の策定につきましては、これまで皆さまから頂戴したご意見を次期審議会委員に引き継ぎまして、答申書としてとりまとめ、市長に提出していきたいと考えております。委員の皆さまにおかれましては、引き続きの活躍をお祈り申し上げます。それでは、事務局にお返しします。

○小俣資源循環課長

ありがとうございました。6月30日で退任される委員の皆さま、本当にありがとうございました。今後も市政に関して多大なるお力添えを賜ることがあるかと思いますが、引き続きよろしく願いいたします。次回の審議会の予定ですが、8月9日を予定してございますので、ご予定の調整をお願いいたします。開催通知は改めて送付いたします。

それでは、以上を持ちまして本日の審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。